（様式1）

**参加意向確認書**

年　　月　　日

（宛先）京都市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記のプロポーザルによる受託候補者選定に参加します。

なお、「京都市立学校等におけるネットワーク環境の改善のための通信事業者選定に関するプロポーザル応募要領」に記載している参加資格を有していることを誓約します。

記

１　名称　京都市立学校等におけるネットワーク環境の改善のための通信事業者選定に関するプロポーザル

２　連絡先　　郵便番号

 　　　住所

 　　　所属

 　　　担当者名

 　　　電話番号

 　　　ＦＡＸ番号

３　京都市競争入札参加有資格者名簿（登録のある場合に記載）

 　　　コード

 　　　登録種目

【受付月日及び受付番号】（本欄は京都市で記載します。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付月日 |  | 受付番号 |  |

（様式2）

**委託業務に関する見積書**

　　年　　月　　日

　（あて先）京　都　市　長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記の委託業務に係る見積金額について、提出します。

記

１　委託業務　「京都市立学校等におけるネットワーク環境の改善仕様書」に基づく委託業務

２　見積金額

円

千

百万

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 見積総額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （内訳）GIGA系NWの改善 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （内訳）事務系NWの改善 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　（ただし、消費税及び地方消費税を含まない。）

※　必ず上記見積金額にGIGA系NWの改善及び事務系NWの改善（自由提案）に要する経費の内訳まで記載してください。

※　応募者の様式による見積書（内訳付き）を別に添付してください。内訳は、GIGA系NWの改善又は事務系NWの改善いずれに属するものか判別しやすく記載してください。

※　GIGA系NW・事務系NW双方に関わる経費は、按分により計上して支障ありません。ただし、按分の根拠は提示してください。

（様式3）

**通信契約に関する見積書**

　　年　　月　　日

　（あて先）京　都　市　長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

「通信契約に関する要件」及び「通信契約に関する覚書（案）」に基づき、下記のとおり見積書を提出します。

記

１　見積金額（月額通信費）

百万

円

千

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　　　　（ただし、消費税及び地方消費税を含まない。）

※　月額通信費を記載してください。ただし、月額通信費の上限はGIGA系NWのみを改善する場合は8、217、470円（税抜き）とし、自由提案で事務系NWを改善する場合は上限額に2、269、640円（税抜き）を加えます。

※　応募者の様式による見積書（内訳付き）を別に添付してください。

（様式4）

**京都市立学校等におけるネットワーク環境の改善に関する協定書（ひな形）**

（目的）

第１条　当コンソーシアムは、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

⑴　京都市発注に係る京都市立学校等におけるネットワーク環境の改善（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）及び改善したネットワーク環境に関する通信サービス等の提供（以下「本業務」という。）

⑵　前号に付帯する業務

（名称）

第２条　当コンソーシアムは、京都市立学校等におけるネットワーク環境の改善に関するコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　コンソーシアムは、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　コンソーシアムは、　年　月　日に成立し、本業務完了後○箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　本業務を受託することができなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　コンソーシアムは、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　コンソーシアムの代表者は、本業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利をコンソーシアムの代表である業者に委任するものとする。

なお、コンソーシアムの解散後、コンソーシアムの代表者である業者が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、コンソーシアムの代表者である業者以外の構成員である一の業者に対しその他の構成員である業者が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

本業務のうち○○業務

○○株式会社

本業務のうち○○業務

○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、本業務の履行に伴い運営委員会が決定した業務処理計画によりそれぞれの分担業務の進ちょくを図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行とし、コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（発注者等に対する責任関係及び構成員相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担し、当該構成員は発注者及び第三者に対し、直接に責任を負うものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定するコンソーシアムの責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡、再委託等の禁止）

第１５条　構成員は、本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

２　構成員は、第三者に業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせることはできない。

（秘密の保持等）

第１６条　構成員（代表者を除く。）は、本業務の履行に際し、発注者と代表者との間で締結する原契約に定める秘密の保持及び目的外使用の禁止、複写、複製、第三者提供の禁止等情報の適切な管理に関する代表者の義務を各構成員の義務と読み替え、これを遵守しなければならない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１７条　構成員は、コンソーシアムが本業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第１９条　コンソーシアムが解散した後においても、本業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第２０条　この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

当コンソーシアム構成員は、上記のとおり、本業務に係るコンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　○

　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○　○　○　○　○